

入所利用者及びご家族の皆様へ

島田療育センター 院長

入院基本料に関する事項

島田療育センターでは、入院の際に医師、看護師等が共同して入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。

また、厚生労働大臣が定める入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体拘束最小化の基準（A100等入院基本料等の通則令和9年5月31日まで）を満たしております。

島田療育センターでは、第1病棟、第2病棟、第3病棟、第5病棟、第6病棟、第7病棟において障害者施設等入院基本料2（日勤、夜勤あわせて）入院患者10人に対して1人以上の看護師および准看護師を配置しております。

各病棟における1人当たりの受け持ち数につきましては以下の通りです。

看護配置に係る掲示

第1病棟 の看護体制は、厚生労働省の定める基準を満たしております。

患者定員 : 42名／内短期1名

看護配置基準 : 障害者施設等入院基本料2 (10対1看護配置) ※ 入院患者10名につき1名以上の看護職員

看護職員の勤務体制 : 〈日 勤〉 9:00 ~ 17:45 〈準夜勤〉 16:15 ~ 1:30 〈深夜勤〉 0:15 ~ 9:15

当病棟では、一日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- 深夜1時～9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

看護配置に係る掲示

第2病棟 の看護体制は、厚生労働省の定める基準を満たしております。

患者定員 : 41名／内短期1名

看護配置基準 : 障害者施設等入院基本料2 (10対1看護配置) ※ 入院患者10名につき1名以上の看護職員

看護職員の勤務体制 : 〈日 勤〉 9:00 ~ 17:45 〈準夜勤〉 16:15 ~ 1:30 〈深夜勤〉 0:15 ~ 9:15

当病棟では、一日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- 深夜1時～9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

看護配置に係る掲示

第3病棟 の看護体制は、厚生労働省の定める基準を満たしております。

患者定員 : 40名

看護配置基準 : 障害者施設等入院基本料2 (10対1看護配置) ※ 入院患者10名につき1名以上の看護職員

看護職員の勤務体制 : 〈日 勤〉 9:00 ~ 17:45 〈準夜勤〉 16:15 ~ 1:30 〈深夜勤〉 0:15 ~ 9:15

当病棟では、一日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- 深夜1時～9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

看護配置に係る掲示

第5病棟 の看護体制は、厚生労働省の定める基準を満たしております。

患者定員 : 40名

看護配置基準 : 障害者施設等入院基本料2 (10対1看護配置) ※ 入院患者10名につき1名以上の看護職員

看護職員の勤務体制 : 〈日 勤〉 9:00 ~ 17:45 〈準夜勤〉 16:15 ~ 1:30 〈深夜勤〉 0:15 ~ 9:15

当病棟では、一日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- 深夜1時～9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

看護配置に係る掲示

第6病棟 の看護体制は、厚生労働省の定める基準を満たしております。

患者定員 : 40名

看護配置基準 : 障害者施設等入院基本料2 (10対1看護配置) ※ 入院患者10名につき1名以上の看護職員

看護職員の勤務体制 : 〈日 勤〉 9:00 ~ 17:45 〈準夜勤〉 16:15 ~ 1:30 〈深夜勤〉 0:15 ~ 9:15

当病棟では、一日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- 深夜1時～9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

看護配置に係る掲示

第7病棟 の看護体制は、厚生労働省の定める基準を満たしております。

患者定員 : 40名／内短期8名

看護配置基準 : 障害者施設等入院基本料2 (10対1看護配置) ※ 入院患者10名につき1名以上の看護職員

看護職員の勤務体制 : 〈日 勤〉 9:00 ~ 17:45 〈準夜勤〉 16:15 ~ 1:30 〈深夜勤〉 0:15 ~ 9:15

当病棟では、一日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- 深夜1時～9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。